

(2) 幼児期の教育・保育に従事する人材の確保の取組み

質の高い幼児教育や保育が円滑に行えるよう、関係機関と連携して、計画的に幼児教育や保育に従事する人材の確保を図ります。

また、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保・育成についても、市町村等と連携して進めます。

【主な事業】

①	神奈川県保育対策協議会の場を活用した保育士確保の取組み
<p>神奈川県保育対策協議会の場を活用し、保育士確保に係る効果的な方策について市町村とともに検討し、計画的に保育士確保の取組みを進めます。</p>	
②	新たに保育士資格を取得する者を増やす取組み
<p>地域限定保育士試験の実施による受験機会の拡大や、保育補助者を保育士養成施設に通わせて資格取得を支援する施設への支援など、新たに保育士資格を取得する者を増やす取組みを行います。</p>	
③	潜在資格者（幼稚園教諭・保育士）の復帰促進支援
<p>潜在資格者に対し、個別相談に応じるなどの職場復帰支援を、県と政令・中核市が共同で行います。また、就職支援セミナーや就職相談会等を開催し、現場復帰の働きかけを行うほか、団体が行う同様の取組みに対し支援を行います。</p>	
④	幼稚園教諭・保育士等の就業継続支援
<p>施設型給付や私学助成により、職員の処遇の改善を図ります。 また、保育補助者の活用等を支援する取組みにより、保育士の負担軽減を図り、就業継続支援を行います。</p>	
⑤	幼稚園教諭、保育教諭、保育士等のキャリアアップの取組みへの支援
<p>職員の経験年数等、段階に応じたスキル向上のための研修を行います。また、関係団体が行う同様の取組みに対し、支援を行います。</p>	
⑥	保育教諭確保のための支援
<p>幼保連携型認定こども園では、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方の資格を有する「保育教諭」の配置が必要です。国は、いずれか一方の資格でも保育教諭となれる特例期間と、一方の資格を有していない者が、不足している資格を取得しやすくするための緩和措置を令和6年度まで延長したことから、県では、こうした特例制度や資格取得のための支援制度について周知を図り、引き続き保育教諭の確保を図ります。</p>	

⑦	家庭的保育者や子育て支援員等の確保のための支援
<p>市町村が行う家庭的保育者や子育て支援員等として働くために必要な研修の実施について、市町村と連携して取り組むほか、市町村が実施する取組みに対して支援を行います。</p>	

(3) 幼児期の教育・保育に従事する人材の質の向上の取組み

職員の経験年数等段階に応じたスキル向上のための研修や、より高度な知識・技能を習得するための研修を実施する等、幼児期の教育・保育に従事する人材の質の向上の取組みを推進していきます。

【主な事業】

①	幼稚園教諭、保育教諭、保育士等を対象とした研修の実施
<p>職員の経験年数等、段階に応じたスキル向上のための研修を体系的に行い、質の向上を図ります。また、幼稚園教諭、保育教諭、保育士等の合同研修を行い、相互理解を図ります。</p> <p>加えて、保育実践に関する専門性を有する者（園長経験者）を活用して、教育内容や指導方法等について新規採用教員への指導、人材育成を図ります。</p>	
②	幼稚園教諭、保育士を対象として市町村等が実施する研修に対する支援
<p>市町村や関係団体が行う職員の経験年数等、段階に応じたスキル向上のための研修に対する支援を行います。</p>	
③	「教育・保育要領」の周知
<p>主に幼保連携型認定こども園の教育・保育の指針となる「教育・保育要領」の周知を図り、質の向上を図ります。</p>	
④	家庭的保育者や子育て支援員等を対象とした研修に対する支援
<p>家庭的保育者や子育て支援員等の現任者に対し、質の向上を図る研修を市町村と連携して取り組むほか、市町村が行う研修に対する支援を行います。</p>	

(4) 地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の確保・育成の取組み

放課後児童支援員として必要な知識・技能を修得し、有資格者となるための研修を実施するほか、市町村が実施している「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」の円滑な実施を支援する等、地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の確保・育成の取組みを推進していきます。

【主な事業】

①	放課後児童支援員の認定資格研修等の実施
放課後児童支援員として必要な知識・技能を修得し、有資格者となるための研修等を実施します。	
②	放課後児童支援員等を対象とした研修の実施
児童の安全管理、生活指導、遊びの指導等を行うための計画的な研修を、放課後児童クラブの従事者を対象に実施します。	
③	乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業従事者の質向上のための研修等の実施
市町村が実施している「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」の円滑な実施を支援するとともに、これらの事業の従事者に対して個別支援のスキルを上げるための研修会を実施します。	
④	ファミリー・サポート・センター事業等の従事者の質向上のための研修等の実施
市町村が実施しているファミリー・サポート・センター等の地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を支援するとともに、ファミリー・サポート・センター事業等の従事者に対して個別支援のスキルを上げるための研修会を実施します。	